

「まん延防止等重点措置」の解除に伴う区立小・中学校等の対応について（3月25日時点）

感染症対策を徹底しながら、教育活動を行う。

施設	開設状況	備考
区立小・中学校・幼稚園	実施	<p>【授業】 実施 ※ 感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。</p> <p>【給食・弁当】 実施 ※ 手洗いや換気、マスクの着用、対面や会話を控えた喫食等を徹底。</p> <p>【校内・園内行事】 実施 ※ 一堂に会することは、これまでと同等の感染症対策を徹底するとともに、実施方法を工夫する。 ※ 実施や公開については、感染状況を見ながら、事前に教育委員会と協議。</p> <p>【校外・園外行事】 実施 ※ 実施の可否については、感染状況を見ながら、事前に教育委員会と協議。</p> <p>【としま土曜授業】 実施 ※ 一堂に会することは、これまでと同等の感染症対策を徹底するとともに、実施方法を工夫する。</p> <p>【部活動】 実施 ※ 感染防止を徹底し、活動日数及び時間、場所、人数等、密を防ぐ工夫を講じた上で実施する。</p>
幼稚園の預かり保育	実施	
子どもスキップ（学童クラブ）	実施	
子どもスキップ（一般利用）	実施	一部利用制限（人数・日数等）をして実施
放課後子ども教室	実施	一部利用制限（人数・日数等）をして実施
校庭開放（児童の遊び場開放）	実施	
学校開放（団体開放）	実施	ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底する。
教育センター	実施	
中央図書館	実施	ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底する。